

浜松市条例第 18 号

浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例

浜松市国民健康保険条例（昭和 34 年浜松市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（保険料の賦課額）</u></p> <p><u>第 10 条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「政令」という。）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合計額とする。</u></p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額）</p> <p>第 14 条の 5 第 14 条の 2 の被保険者均等</p>	<p><u>（保険料の賦課額）</u></p> <p><u>第 10 条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「政令」という。）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額）</p> <p>第 14 条の 5 第 14 条の 2 の被保険者均等</p>

割額及び世帯別平等割額は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 世帯別平等割額 次に掲げる額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯
1世帯について 8,000円

イ・ウ (略)

(介護納付金賦課額の被保険者均等割額)

第14条の9 (略)

割額及び世帯別平等割額は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 世帯別平等割額 次に掲げる額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯について 8,000円

イ・ウ (略)

(介護納付金賦課額の被保険者均等割額)

第14条の9 (略)

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第14条の10 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、一世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、子ども・子育て支援納付金賦課額は、同項第10号に規定する額を超えることができない。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第14条の11 前条の所得割額は、被保険者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、100分の0.33を乗じて得た額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)

第14条の12 第14条の10の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額

(保険料の端数処理)

第15条 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額に100円未満の端数があるときは、それぞれその端数金額は切り捨てる。

2 普通徴収に係る保険料を各納期に分割する場合において、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の各納期の納付額の合計額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て最初の納期に納付するものとする。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、又は政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第14条の2の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となっ

は、次のとおりとする。

(1) 被保険者均等割額 被保険者1人について 1,800円

(2) 18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者1人について 200円

(保険料の端数処理)

第15条 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額に100円未満の端数があるときは、それぞれその端数金額は切り捨てる。

2 普通徴収に係る保険料を各納期に分割する場合において、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の各納期の納付額の合計額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て最初の納期に納付するものとする。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、又は政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第14条の2の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となっ

た場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第14条の6の額又は第20条第1項各号に定める額若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第14条の2の額、第14条の6の額又は第20条第1項各号に定める額若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅

た場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第14条の6若しくは第14条の10の額又は第20条第1項各号(同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)若しくは同条第6項各号に定める額、第20条の3第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第20条の4第1項各号若しくは第2項各号(これらの規定を同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第20条の5第1項若しくは第2項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第14条の2の額、第14条の6若しくは第14条の10の額又は第20条第1項各号若しくは第6項各号に定める額、第20条の3第1項若しくは第2項に定める額、第20条の4第1項各号若しく

した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額した額とする。

(1) 世帯主並びに賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(政令第29条の7第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。次項において同じ。)の合算額が、同法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等(政令第29条の7第5項第1号に規定する世帯主等をいう。以下この項において同じ。))のうち給与所得者等の数(同号に規定する給与所得者等の数をいう。以下この項において同じ。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与

は第2項各号に定める額若しくは第20条の5第1項若しくは第2項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額した額とする。

(1) 世帯主並びに賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(政令第29条の7第6項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。次項において同じ。)の合算額が、同法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等(政令第29条の7第6項第1号に規定する世帯主等をいう。以下この条において同じ。))のうち給与所得者等の数(同号に規定する給与所得者等の数をいう。以下この条において同じ。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与

所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア・イ (略)

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に政令第29条の7第5項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。)

ア・イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加

所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 次に掲げる額の合算額

ア・イ (略)

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に政令第29条の7第6項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。) 次に掲げる額の合算額

ア・イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加

えた金額)に政令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額に賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア・イ (略)

2～5 (略)

えた金額)に政令第29条の7第6項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額に賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。)次に掲げる額の合算額

ア・イ (略)

2～5 (略)

6 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第14条の10の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額した額とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 次に掲げる額の合算額

ア 被保険者1人につき当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に10分の7を乗じて得

た額

イ 18歳以上被保険者1人につき当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に政令第29条の7第6項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者（前号に該当する者を除く。）次に掲げる額の合算額

ア 被保険者1人につき当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

イ 18歳以上被保険者1人につき当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及

び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に政令第29条の7第6項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乘じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者（前2号に該当する者を除く。）次に掲げる額の合算額

ア 被保険者1人につき当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

イ 18歳以上被保険者1人につき当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

7 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。

（特例対象被保険者等の特例）

第20条の2 世帯主の世帯に属する被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保

（特例対象被保険者等の特例）

第20条の2 世帯主の世帯に属する被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保

険者等である場合における第12条、第14条の3、第14条の7及び前条の規定の適用については、第12条第1項中「第314条の2第1項に規定する総所得金額」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。以下この条において同じ。)」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 (略)

2・3 (略)

険者等である場合における第12条、第14条の3、第14条の7、第14条の11及び前条の規定の適用については、第12条第1項中「第314条の2第1項に規定する総所得金額」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。以下この条において同じ。)」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条第1号」とあるのは「第14条の12第1号」と、第2項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条第1号」とあ

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の4 当該年度において、その世帯に出産被保険者(政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を減額した額とする(次項に規定する場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る第12条第1項の所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第23条第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) (略)

2～4 (略)

るのは「第14条の12第1号」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第6項各号」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の4 当該年度において、その世帯に出産被保険者(政令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を減額した額とする(次項に規定する場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る第12条第1項の所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第23条第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金

賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の10」と、「第12条第1項」とあるのは「第14条の11」と、「第14条第1号の被保険者均等割額に」とあるのは「第14条の12第1号の被保険者均等割額及び同条第2号の18歳以上被保険者均等割額にそれぞれ」と、「当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額」とあるのは「それぞれ当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額の合算額」と、「第2項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の10」と、「第12条第1項」とあるのは「第14条の11」と、「第14条第1号の被保険者均等割額」とあるのは「第14条の12第1号の被保険者均等割額及び同条第2号の18歳以上被保険者均等割額」と、「当該額に第20条第1項各号」とあるのは「当該これらの額にそれぞれ第20条第6項各号」と、「同項各号ア」とあるのは「同項各号」と、「減額した額に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額」とあるのは「それぞれ減額した額にそれぞれ $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額に、それぞれ当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額の合算額」と読み替えるものとする。

(18歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額)

第20条の5 当該年度において、その世帯に

18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第14条の12第1号の被保険者均等割額から、当該額を減額した額とする（次項に規定する場合を除く。）。

2 当該年度において、第20条第6項、第20条の3第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項若しくは第2項又は前条第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項若しくは第2項の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした納付義務者の世帯に18歳未満被保険者がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、当該減額後の額から、当該額を減額した額とする。

（保険料の額の通知）

第21条（略）

附 則

（保険料の減免の特例）

3 当分の間、第11条、第14条の2及び第14条の6の所得割額に係る第28条第1項第2号の規定の適用については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

（保険料の額の通知）

第21条（略）

附 則

（保険料の減免の特例）

3 当分の間、第11条、第14条の2、第14条の6及び第14条の10の所得割額に係る第28条第1項第2号の規定の適用については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市国民健康保険条例の規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(あらまし)

この条例は、国民健康保険法の一部改正により、新たに子ども・子育て支援納付金の徴収制度を導入することに伴い、規定を整備するものです。